

第13回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年7月25日(木) 午前11時10分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第5 議案第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について

日程第8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第10 報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する報告について

日程第11 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 佐藤 桂

中部地区担当 小山田 正幸 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

同	主任主査	細川	直樹
同	主査	大村	和臣
同	主任	鈴木	伸空

開会時刻 令和6年7月25日（木） 午前11時10分

佐々木事務局長 只今より第13回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と2番吉清水秀明委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第13回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年6月26日から令和6年7月25日までの分の報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第12回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対

する意見の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は5ページから7ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、南側及び西側が住宅地に接して集落を形成していることから、農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は金額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、佐藤桂推進委員、小山田正幸推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年7月16日に新田農業委員及び小山田推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地は、ふうりん保育園から北西へ約400メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は農地、西側は一体で事業を行う山林を挟み宅地、南側は道路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水委員 議案書に記載されている農地としての面積が2,100平方メートル余りであり、合計の事業面積が2,400平方メートルとなっておりますが、この差は何でしょうか。

細川主任主査 今回の転用事業に関しましては、西側の隣接地に傾斜のある山林があり、そこを含めると犬を遊ばせるのには好条件だということからドッグランを整備する計画に至り、そのため隣接する山林と今回

の農地の面積が合計され2, 418平方メートルという事業規模の計画となっております。そのため2筆分の面積による事業計画で記載されておりますが、農地転用に掛かりますのは1筆でありますので、議案書と意見書の農地面積及び転用事業計画面積には差が生じるものであります。

例えば議案書にございます意見書の計画面積の記載欄をご覧くださいますと、事業面積は2, 418平方メートルであり、うち転用面積が農地部分となるため1, 262平方メートルであると記載させていただきます。

資料様式の都合もあって多少分かりづらい部分がございますが大変申し訳ございませんが、ご了承をいただきますようお願いいたします。

議長 他に質疑ございませんか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、当時の譲受人が自身の居住する住宅建築を目的として昭和46年12月に農地法第5条の許可を得て土地を取得しましたが、許可直後に譲受人が県外に転居する必要が生じたことから住宅建築は見送りとなり、その後事業に着手することなく現在に至っております。今回、現在北側に隣接する住宅の住民が既存の住宅敷地では手狭となったことから承継者となって駐車場及び庭等の整備を行うため転用事業計画の変更の申出があったものです。なお、申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。

農地法では許可を受けた転用事業計画を達成することが困難と認められる事案について、当初の事業計画者が許可目的の変更を希望するとき、かつ当初の事業計画者に代わって転用を希望する者があ

るときには事業計画変更の承認手続きを行い、議案書にある意見書案の2にある各項目の要件を満たす場合に承認することができることと規定されております。また、事業計画変更の承認後は改めて農地法第5条の許可申請が提出され、その許可をもって承認された計画変更後の事業に着手することができることとなります。

本案件の場合は、意見書のとおり要件を全て満たしていると考えられますことから、承認されることに問題はないものと見られます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅から南西へ約260メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は宅地、西側は道路を挟み農地、北側は道路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第3号について補足説明いたします。議案書は13ページから16ページまでをご覧ください。

案件は新規の貸借案件が3件で、全て一括方式により権利の設定がなされるものです。

整理番号1番及び3番は、それぞれ地元の認定農業者への貸付案件です。

整理番号2番は、地元の認定農業者である法人への貸付案件です。

以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番から3番までの農地につきましては、全て農地として活用していることが確認できました。

また、事務局の説明及び別添調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第4号について補足説明いたします。議案書は18ページをご覧ください。

整理番号1番は、岩手県農地中間管理機構であるところの岩手県農業公社への貸付案件です。

本案件の農地は、令和5年度の農地パトロールにおいて緑区分、我々の調査時に使う入力区分では1号の良という判定がされたところになります。岩手県農業公社による令和6年度遊休農地解消緊急

対策事業において簡易整備作業を行う計画となっており、本総会を経て農地中間管理機構である農業公社が借り受けることが決定された際は8月から解消作業を行う予定となっております。遊休農地の状態が解消された後には、農業公社から借受予定者に貸し付ける案件が改めて上程される予定です。なお、農地中間管理機構に対する利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を新田委員にお願いします。

新田委員 1番の新田です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきましては、現地は雑草が繁茂しており、すぐに農地として活用するのは難しい遊休農地の状態でありました。

今回、農業公社の事業を活用することによりこの遊休農地を解消する計画でありますので、解消後は農地の受け手となる方により適正に利用していただけることを期待しています。

以上で議案第4号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第3号、農地の転用事実に関する照会に対する報告について、及び日程第11、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書19ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第13回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年7月25日（木） 午前11時30分

議 長 _____

会議録署名人 1 番委員 _____

会議録署名人 2 番委員 _____

これは原本である。

令和6年7月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一